

第20回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成31年4月25日(木)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員会 (6人)
長 7番 知念 一義
委員 1番 渡久地 真吾 5番 大城 綱徹
2番 喜納 キミ子 6番 太田 守隆
3番 高良 久

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第98号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 | ただ今から第20回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告いたします。

事務局 | 全員、出席しております。

議長

事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員にお願いします。
書記は事務局職員にお願いします。

会議についてお諮りします。

本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長

議案に入ります。

議長

議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第95号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 北里974 登記、登記現況共に畑、面積1,038㎡

利用権を設定する者:本部町在住A氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住B氏

利用権の設定期間:5年間(賃貸借)

添付資料説明

番号2番 北里621-1 登記 現況共に畑、面積939㎡

利用権を設定する者:本部町在住C氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住D氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号3番 北里1178-1 登記 現況共に畑、面積1,739㎡

利用権を設定する者:本部町在住E氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号4番 北里1061-1-n1 登記 現況共に畑、面積2,000㎡

利用権を設定する者:本部町在住G氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏

利用権の設定期間:9年10ヶ月(賃貸借)

添付資料説明

番号5番 石川255 登記現況共に畑、面積2,015㎡

石川259-1 登記現況共に畑、面積1,513㎡

石川259-2 登記現況共に畑、面積582㎡

石川260 登記宅地、現況畑、面積485.74㎡

利用権を設定する者:本部町在住I氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住J氏

利用権の設定期間:5年(賃貸借権)

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第95号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第95号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第96号 農地法第3条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は1件です。

番号1番 豊原792-1 登記現況共に、畑 面積1,013㎡

豊原800-2 登記現況共に、畑 面積163㎡

豊原802 登記現況共に、畑 面積589

譲渡人:本部町在住K氏

譲受人:本部町にある農業生産法人L

権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第96号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第96号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は8件です。

番号1番 瀬底3182-1 登記現況共に、畑 面積330㎡
譲渡人:本部町在住M氏
譲受人:埼玉県在住N氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:移住し、申請地に住宅を建てたい。
農地区分:その他生産性の低い第二種農地
添付資料説明

番号2番 瀬底3216-1 登記現況共に、畑 面積822㎡
譲渡人:本部町在住O氏
譲受人:埼玉県在住P氏
転用目的:宿泊施設
転用理由:移住し、生活のため申請地に宿泊施設を建てたい。
農地区分:その他生産性の低い第二種農地
添付資料説明

番号3番 瀬底1280 登記現況共に、畑 面積306㎡
譲渡人:静岡県在住Q氏
譲受人:愛知県にある株式会社R
転用目的:別荘
転用理由:社長の別荘を建てたい。
農地区分:連たん近接の第二種農地

番号4番 瀬底478-5 登記現況共に、畑 面積500㎡
譲渡人:那覇市在住のS氏
譲受人:金武町在住のT氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在借家住まいなので、申請地に住宅を建てたい。
農地区分:連たん近接の第二種農地

番号5番 北里1329-1 登記現況共に、畑 面積352㎡
譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:本部町在住V氏
転用目的:店舗
転用理由:新規事業として菓子店舗を建築したい。
農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号6番 北里1328-1 登記現況共に、畑 面積352㎡
譲渡人:本部町在住W氏
譲受人:奈良県在住Y氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:移住し住宅を建築するため。
農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号7番 辺名地236-1 登記現況共に、畑 面積666㎡
譲渡人:本部町在住Z氏
譲受人:本部町在住株式会社A
転用目的:貸事務所
転用理由:貸事務所新築工事
農地区分:その他生産性の低い第二種農地

番号8番 東501 登記現況共に、畑 面積394㎡
東502 登記現況共に、畑 面積485㎡
東506-1 登記現況共に、畑 面積1987㎡
東549-1 登記現況共に、畑 面積165㎡
東549-3 登記現況共に、畑 面積13㎡ 5筆合計1,255㎡
譲渡人:本部町在住B氏
譲受人:名護市在住C氏

転用目的:従業員駐車場
転用理由:会社の営業車両用駐車場や従業員駐車場が不足しているため、
利便性のよい当該地を駐車場用地として利用したい。
農地区分:役所等500mの第二種農地

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 補足説明させていただきます。
今回申請のあった8件全て事前着工等はありませんでした。
以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明終わりました。何か質問や意見はありますか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
では、議案第97号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第97号は可決致します。

議長 次に進みます。

事務局 議案第98号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

議案第98号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 願出人:本部町在住名護市在住D氏
申請農地:東583-5 登記、畑 面積291㎡
申請要旨:長い間畑として利用していない為、雑草・雑木が生い茂り、
畑として利用することが困難である。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住E氏
申請農地:豊原482-1 登記、畑 面積778㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:本部町在住F氏
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住G氏
申請農地:石川312 登記、畑 面積835㎡
石川237 登記、畑 面積2,194㎡
申請要旨:長い間畑として使用しておらず、雑草・雑木が生い茂っている。
所有者:願出人に同じ
添付資料説明

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

5番委員 補足説明させていただきます。
番号1番については、長い間農地として使用されている様子ではありませんでしたが、
農業委員会として、違反転用の把握をしている農地であります。

番号2番については、農地の約7割が森林状態となっていました。
番号3番については、石川312は中の方で耕作されている様子があり、農地でした。
石川237は、非農地状態となっていました。
番号4番については、海沿いの農地で、木が生い茂っていて農地として適していない様子でした。

議長 補足説明が終わりました。
説明の中で、非農地ではないという説明があったことも含め、何か質問や意見はありませんか。

1番委員 番号1番は、長い間駐車場として使用していて、農業委員会から指導もしていることから、非農地証明ではなく、転用申請の手続きを踏むべきだと思います。
番号3番の石川312については、中の方が農地でしたので、否決相当であると思われます。

議長 5番委員、1番委員の意見を整理すると、
番号1番は否決相当。
番号2番は可決相当。
番号3番は石川312は否決、石川237は可決相当。
番号4番は可決相当。ということですが、何か質問や意見はありませんか。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしとのことですので、議案第98号は否決または可決決定と致します。
(異議なしの声あり)

議長 本日の総会はこれをもって閉会いたします。
議事録署名員 3番 高良 久
5番 大城 綱徹
本部町農業委員会会長
会長 知念 一義
閉会時間 17時00分